

令和6年2月2日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
高 井 康 之
(公印省略)

介護保険法施行令の一部を改正する政令等の公布について

平素は本会事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、日本医師会より、標記について情報提供がありました。

さて、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画期間が開始するにあたり、介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第13号）及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第13号）が本年1月19日に公布され、4月1日から施行されます。

主な改正内容は、介護保険第1号保険料について、被保険者の標準段階を現行の標準9区分から標準13区分に多段階化した上で、標準13区分の標準乗率について、第1段階から第3段階までに係る割合を引き下げ、今回、新設する第10段階から第13段階までに係る割合を現行の第9段階の割合と比べて高く設定すること等となっております。

ついては、貴会におかれましても、本件をご了知賜りますとともに、貴会会員へご周知くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

○介護保険法施行令の一部を改正する政令等の公布について（通知）

（令6.1.19 老発0119第3号 厚生労働省老健局長通知）

<担当> 大阪府医師会地域医療2課(西井・吉田・竹村)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737